

熊本縣市町村自治会館管理条例

(平成16年組合条例第10号)

(目的)

第1条 この条例は、熊本縣市町村総合事務組規約第3条第11号の規定に基づき、熊本縣市町村自治会館（以下「会館」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可等)

第2条 会館を使用する者は、熊本縣市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の組合長又は組合長から会館の管理に関し委任を受けた者（以下「管理責任者」という。）の許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の許可又は承認をする場合において、1年以上の使用については組合議会の承認を経なければならない。

3 組合長又は管理責任者は、使用の許可又は承認をする場合に条件をつけることができる。

4 組合長又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可又は承認を与えないことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (3) 管理運営上支障があるとき。
- (4) 公益を害するおそれがあるとき。

(使用の制限)

第3条 会館を使用できる団体は、地方公共団体とする。ただし、組合長又は管理責任者より特に許可又は承認を受けたものについては、この限りでない。

(使用権の譲渡禁止)

第4条 会館の使用の許可又は承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、組合長又は管理責任者の許可又は承認があつたときは、この限りでない。

- (1) 使用に関し法令又はこの条例若しくはこれに基づく使用に関する規則若しくはその他命令等に違反しないこと。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 公の秩序又は風紀をみだす行為をしないこと。
- (4) 会館内に、みだりにゴミその他の汚物を捨てないこと。
- (5) 会館の現状を変更しないこと。

- (6) 許可又は承認された用途以外の使用をしないこと。
 - (7) 会館内の土地及び建物その他物件を損傷しないこと。
 - (8) 組合長又は管理責任者の指示に従い、善良な管理者の注意をもつて当該施設を使用すること。
 - (9) その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。
- (使用の許可又は承認の取消し等)

第6条 組合長又は管理責任者は、この条例の定めがあるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の許可又は承認を取り消し、又は会館の使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が正当な理由がなく、使用料を納めないとき。
- (2) 使用者が使用に関する規程若しくはそれに基づいて発せられる指示に違反したとき、又は粗暴若しくはけん騒な行為等により使用上の秩序をみだしたとき、又はみだすおそれのあるとき。
- (3) 使用者が、会館を損傷し、または損傷させるおそれがあるとき。
- (4) 使用者が第2条第4項各号のいずれかに該当するにいたったとき。
- (5) 公の行事、改装工事その他の事由により組合において会館の使用を停止する必要が生じたとき。
- (6) その他会館の適正な運営管理を保つために必要があるとき。

(特別の設備及び原状復帰)

第7条 使用者は、会館の使用にあたって、特別の設備を施し、又は常備の器具以外のものを使用する場合は、組合長又は管理責任者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた使用者は、使用後又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用時間内に原状に復さなければならない。

(使用料)

第8条 第2条第1項の規定による使用者は、別途組合長が定める使用料を納入するものとする。ただし、使用者が第2条第2項に該当する場合は別途定める賃貸借契約書に基づくものとする。

(使用料の還付)

第9条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災その他使用者の責に帰すことができない理由により使用できなかったとき。
- (2) 第6条第5号の規定により会館の使用を停止したとき。
- (3) 使用者が使用の取り止めを申し出た場合において、会館の運営に支障がないとき。

(使用料の減免)

第10条 組合長は、第8条の規定にかかわらず、公益上特に必要があると認めるときは使用料を減免することができる。

(損害の賠償)

第11条 使用者若しくは何人とも、会館及び設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 損害の賠償額は、その都度組合長が定める。

(管理責任者の指示)

第12条 使用者及び会館(敷地内を含む。)内に在る者は、管理責任者の会館管理権に基づく指示に従わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 熊本縣市町村自治会館管理組合の会館の管理運営に係る権利義務は熊本縣市町村総合事務組合が承継するものとする。

第3条 この条例の適用日前の会館の管理運営については、旧熊本縣市町村自治会館管理組合管理条例(昭和47年組合条例第1号)の例による。